

道路交通法及び都道府県公安委員会規則における 自転車の乗車人員に関する規定

道路交通法第 5 7 条第 2 項

- 2 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることができる。

都道府県公安委員会規則

幼児 1 人の同乗のみ認めている例

【運転者 1 名 + 幼児用座席同乗幼児 1 名】

千葉県道路交通法施行細則(昭和35年12月20日千葉県公安委員会規則第12号)

(抄)

(軽車両の乗車又は積載の制限)

第 7 条 法第 5 7 条第 2 項の規定により軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載して軽車両を運転してはならない。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 二輪の自転車及び三輪の普通自転車にあっては、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、16歳以上の運転者が、幼児(6歳未満の者をいう。)1人を幼児用座席に乗車させる場合は、この限りでない。

幼児 1 人の同乗又は背負いを認めている例

【運転者 1 名 + 幼児用座席同乗幼児 1 名又は運転者背負い幼児 1 名】

埼玉県道路交通法施行細則(昭和41年4月6日埼玉県公安委員会規則第2号)

(抄)

(軽車両の乗車又は積載の制限等)

第 8 条 法第 5 7 条第 2 項の規定により軽車両の乗車人員又は積載物の重量若しくは大きさの制限を次のように定める。

(1) 乗車人員 次に掲げる制限を超えて車両を運転してはならない。

ア 2輪又は3輪の自転車運転者1人。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ定める人数とする。

(ア) 16歳以上の運転者(以下この条において「運転者」という。)が、6歳未満の者を幼児用座席に乗車させている場合又は運転者が、4歳未満の者をひも等で確実に背負っている場合 2人

(イ) 道路法(昭和27年法律第180号)第48条の8に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じ乗車させている場合 乗車装置に相当する人数

幼児1人の同乗に加え背負いを認めている例

【運転者1名+幼児用座席同乗幼児1名+運転者背負い幼児1名】

東京都道路交通規則(昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号)(抄)
(軽車両の乗車又は積載の制限)

第10条 法第57条第2項の規定により、軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量等の制限をこえて乗車をさせ、又は積載をして運転してはならない。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 二輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。

イ 二輪の自転車以外の軽車両には、その軽車両に本来設けられている乗車装置に応じた人員を超える人員を乗車させないこと。

ウ 16歳以上の運転者が幼児用座席を設けた二輪又は三輪の自転車を運転する場合は、ア及びイの規定にかかわらず、その幼児用座席に6歳未満の者を1人に限り乗車させることができる。

エ 自転車専用若しくは自転車及び歩行者専用の規制(標識令別表第1の規制標識のうち、「自転車専用」又は「自転車及び歩行者専用」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部に「通行を禁止する車両からタンデム車を除く」の表示がされているものに限る。)が行われている道路又は道路法(昭和27年法律第180号)第48条の8に規定する自転車専用道路において、タンデム車(2以上の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた二輪の自転車をいう。)を運転する場合は、アの規定にかかわらず、その乗車装置に応じた人員までを乗車させることができる。

オ 16歳以上の運転者が6歳未満の者1人を子守バンド等で確実に背負っている場合の当該6歳未満の者は、アからウまでの規定の適用については、当該16歳以上の運転者の一部とみなす。

